

飼っている動物を捨てることは犯罪



動物の愛護及び管理に関する法律で、飼っている動物を遺棄することは禁止されています。違反すると、最大50万円の罰金が科せられます。

捨てられた動物の行く末

飼っている動物を捨てる人は、きっと誰かに拾われて幸せになると信じようとして。しかし、現実には甘くはありません。

まだ親の庇護下にあるべき幼齢な動物は、体温の維持もままなりません。捨てられた子犬や子ネコは、空腹や寒さで衰弱死するか、弱ったところをカラスなどにつつかれ、死んでいくのが現実です。

捨てられた成犬の行く末も同じです。群れの動物である犬は、飼い主家族から離されることは大きな精神的ダメージになります。食べ物も得られず衰弱し、危険からの回避方法も知らないので交通事故などに遭い、命を落とすことも少なくありません。捨てられた成ネコも、どこに行ってもなわばりの主のネコに攻撃され、放浪した挙句、衰弱したり感染症にかかったり、交通事故に遭うなどして悲惨な末路をたどることになります。



犬、ネコ以外の動物も、人に飼われていた動物は、食べ物のとり方や身の守り方を知りません。種によっては日本の自然環境では生息不可能なこともあります。

捨てることは、飼っていた動物に多大な苦痛を与える犯罪行為なのです。

近隣住民も大迷惑

捨てられた動物が街をさまよえば、住居を荒らされたり、庭を糞尿で汚されるなど、近隣住民にも多大な迷惑になります。また、犬に咬まれるなどの直接的な危害だけでなく、道路に飛び出してきた犬やネコを避けようとしたバイクが転倒し、運転者が死傷するような事故も起きています。ワニやヘビなど危険な動物が捨てられれば、周辺住民は恐怖に陥れます。

動物を捨てるという行為は、近隣住民への多大な迷惑にもなるのです。





自然に還すは大間違い

犬やネコも動物なのだから、自然に還せばいいと考える人がいますが、それは誤りです。犬、ネコなど、長く人と一緒に暮らしてきた動物は、性質も身体も人と共に暮らすように変化していて、彼らが帰るべき自然は存在しません。野に放つことは、彼らを危険にさらすだけでなく、自然環境にとってもバランスを崩す脅威となります。



また、アライグマ、ミシシッピーアカミミガメ（ミドリガメ）、台湾リスなど、本来日本に生息していなかった外来動物が野に放たれて繁殖し、田畑を荒らすといった被害や、在来種を圧迫するなどの生態系破壊が大きな社会問題になっています。

自然はその地域固有の種による、デリケートなバランスの上に成り立っています。飼っている動物を無責任に野に放つのは、自然環境を破壊する身勝手な行為といえます。



希少種を脅かすネコたち

イリオモテヤマネコ

生息地●沖縄県西表島



ヤンバルクイナ

生息地●沖縄県やんばる



ツシマヤマネコ

生息地●長崎県対馬



日本各地で、ネコが希少種の鳥を捕食したり、ヤマネコにネコエイズ（致死率の高いネコの伝染性免疫不全症）などの感染症をうつすなど、その生存を脅かしています。これらは決してネコが悪いものではありません。ネコを捨てたり、安易に繁殖させたり、放し飼いをするなど、人間の無責任な行動が原因なのです。日本の希少種と美しい自然を守るために、今、飼い主ひとりひとりの自覚と行動が、求められています。

迷子？の動物をみかけたら



まずは保護

迷子の動物を見かけたら、まずはできる限り保護してください。放置しておくと、動物はどんどん移動して捜している飼い主との再会が難しくなったり、交通事故等のアクシデントに遭う可能性も高くなります。保護したら、飼い主からの連絡が入っていないか、警察や動物保護センターなどに問い合わせてください。

